部長及び参事官　　免許発第133号
殿　　令和８年６月２日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

戸籍等への氏名の振り仮名追加に伴う運用上の留意事項等について
（通達乙）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号。以下「改正法」という。）が令和５年６月９日に公布され、令和７年５月26日から戸籍や住民票の記載事項に戸籍法に規定する氏名の振り仮名（以下「公証された氏名の振り仮名」という。）が加わり、令和８年５月26日には個人番号カードや個人番号カード用署名用電子証明書等の記録事項に公証された氏名の振り仮名が加わることとなるが、改正内容及びこれらに伴う運用上の留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

１　改正法による改正内容

(1)　番号利用法

令和８年５月26日から、個人番号カードのカード記録事項に公証された氏名の振り仮名が追加されるため、同日以降に発行される個人番号カードには、公証された氏名の振り仮名が追加されることとなる。

(2)　住基法

令和７年５月26日から、住民票の記載事項に公証された氏名の振り仮名が追加されたため、戸籍法に基づく氏名の振り仮名の届出を行った者は届出日以降、届出を行わなかった者は令和８年５月26日から順次、住民票の写しに公証された氏名の振り仮名が追加されることとなる。

(3)　公的個人認証法

令和８年５月26日から、個人番号カード用署名用電子証明書等の記録事項に公証された氏名の振り仮名が追加されるため、同日以降に発行される個人番号カード用署名用電子証明書等には、公証された氏名の振り仮名が追加さ

れることとなる。

(4)　戸籍法

令和７年５月26日から令和８年５月25日までの間は、氏名の振り仮名について届出をすることができ、届出を行った者は届出日以降、届出を行わなかった者は令和８年５月26日から、戸籍に公証された氏名の振り仮名が追加されることとなる。

２　運用上の留意事項

(1)　公証された氏名の振り仮名の取扱い

運転免許事務において住民票の写し、個人番号カード、個人番号カード用署名用電子証明書等及び戸籍の全部事項証明書等（以下「住民票の写し等」という。）により公証された氏名の振り仮名が確認された場合は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）においても、運転者管理システムで管理する振り仮名（以下「氏名（カナ）」という。）に公証された氏名の振り仮名の登録を行うこと。

なお、公証された氏名の振り仮名に用いることができるのは、戸籍法施行規則（昭和22年12月29日司法省令第94号）別表第二（第30条の２）に掲げる仮名及び記号であるが、氏名（カナ）は、よう音や促音は使用できないなどの制限があるため、公証された氏名の振り仮名を登録できない場合がある。この場合は、別添のとおり登録すること。

また、住民票の写し等に公証された氏名の振り仮名が追加されるのは、戸籍に記載されている者であり、住基法第30条の45に規定する外国人住民の場合は、住民票の写し等に公証された氏名の振り仮名が追加されないことに留意すること。

(2)　氏名（カナ）の変更の申出があった場合の対応

住民票の写し等により公証された氏名の振り仮名が確認できる者から、氏名（カナ）を公証された氏名の振り仮名に変更したい旨の申出があったときは、氏名（カナ）の変更登録を行うこと。

(3)　住所変更ワンストップサービス等を利用している者への対応

令和８年５月26日から、地方公共団体情報システム機構から提供を受ける特定署名用電子証明書記録情報に公証された氏名の振り仮名が追加されることとなり、同日以降に個人番号カードが発行された場合は、住所変更ワンストップサービス等を利用している者の氏名（カナ）が自動登録されることとなる。

別添

運転者管理システムで管理する氏名（カナ）で使用できる文字

１　「ヰ」、「ヱ」及び「ヲ」は、「イ」、「エ」及び「オ」に読み替えるものとする。

２　「ジ」、「ヂ」、「ズ」、及び「ヅ」は、そのまま使用するものとする。

３　「ヴァ」、「ヴィ」、「ヴ」、「ヴェ」及び「ヴォ」は、「バ」、「ビ」、「ブ」「ベ」及び「ボ」に読み替えるものとする。

４　よう音、促音は、大文字を使用するものとする。

例　　長五郎　　チヨウゴロウ